平成27年６月12日

各　位

会 社 名　株式会社みんなのウェディング
代表者名　代表取締役社長兼ＣＥＯ　内田　陽介
（コード番号：3685　東証マザーズ）
問合せ先　取　締　役　Ｃ　Ｆ　Ｏ　新井　普之
（TEL. 03-3549-0260）

定款一部変更及び臨時株主総会の追加付議議案決定に関するお知らせ

当社は、平成27年５月26日付の「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」のとおり、平成27年６月10日を基準日とし、平成27年７月17日に臨時株主総会を開催する予定でありますが、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当該臨時株主総会の追加議案として「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款一部変更の件

（１）変更の理由

平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）によって、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第29条（取締役の責任免除）及び定款第39条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、第29条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

（２）定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第28条　（条文省略）	第１条～第28条　（現行どおり）
（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略） ２．　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（取締役の責任免除） 第29条　（現行どおり） ２．　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第30条～第38条　（条文省略）	第30条～第38条　（現行どおり）
（監査役の責任免除） 第39条　（条文省略） ２．　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第39条　（現行どおり） ２．　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第40条～第47条　（条文省略）	第40条～第47条　（現行どおり）

（３）定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成27年７月17日（金曜日）（予定）

定款変更の効力発生日　　平成27年７月17日（金曜日）（予定）

２．臨時株主総会の追加付議議案決定について

従来の第１号議案及び第２号議案をそれぞれ第２号議案及び第３号議案とし、第１号議案を追加いたしました。

第１号議案　定款一部変更の件　　（注１）

第２号議案　取締役６名選任の件　（注２）

第３号議案　監査役２名選任の件　（注２）

（注１）追加付議議案であります。詳細は、上記「１．定款一部変更の件」をご参照ください。

（注２）平成27年５月26日付の「代表取締役候補者、取締役候補者及び監査役候補者の選任並びに代表取締役、取締役及び監査役の辞任に関するお知らせ」をご参照ください。

以上